

第5期介護保険事業計画 第2回策定委員会 議事録（要旨）

【開催日時】平成23年8月3日（水） 14時00分～16時20分

【開催場所】福岡県自治会館101会議室

【出席者】（敬称略、50音順）

策定委員：小賀会長、田代副会長、鴨川委員、木原委員、庄山委員、福嶋委員、藤村委員、
室岡委員、山浦委員、山口委員

（欠席：因委員、太田委員、柴口委員、瀬戸委員、狭間委員）

事務局、支部事務長

【議案】

- 1 第4期事業計画における施策等の実施状況について（継続審議）
- 2 日常生活圏域ニーズ調査の結果について

【会議資料】

- ・ I 第4期事業計画における施策等の実施状況について
- ・ 日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査の結果概要

【要旨】

1. 資料1-（1）「サービス提供基盤の整備」について

《各委員の意見》

- ・ 地域密着型サービスについては、市町村間でサービス提供基盤の格差が大きい。市町村単位で高齢化の状況等を踏まえ、需要と供給のバランスを考慮して整備してほしい。[山口委員、室岡委員、田代副会長]
- ・ 地域密着型サービスの市町村間の提供基盤格差を是正するためには、サービス基盤の少ない地域に事業者の参入が進むような誘導施策の検討が必要である。[小賀会長]
- ・ サービス基盤整備については、市町村が個別に策定する「高齢者福祉計画」との整合が必要であり、当該計画とどのように整合を図っていくかが課題である。[田代副会長]

《現時点のまとめ》

- ・ 地域密着型サービスについて市町村単位での検討を進める。[小賀会長]

2. 資料1-（2）「地域包括支援センター運営協議会等の機能強化」について

《各委員の意見》

- ・ センター運営協議会（支部単位）・地域ケア推進協議会（支部単位）・地域ケア会議（市町村単位）のそれぞれの目的や各会議間の連携方法等について、関係者で共通認識を持つことが必要である。本日のA3版資料に会議目的等が整理されているので、当該資料を活用して市町村関係者に説明したほうがよい。[山口委員]

《現時点のまとめ》

- ・ 関連する3つの会議のあり方を整理・共通認識し、各市町村・支部ごとに地域ケアに関わる課題認識を関係者で共有できるような体制を構築する。[小賀会長]

3. 資料2- (1) 「住民に対するさまざまな情報の提供体制の整備」について

《各委員の意見》

- ・ 改正法で新たに方針が明記された市民後見人について、周知を図ってほしい。第5期計画に市民後見人育成に関する方針を盛り込んでほしい。[庄山委員、山口委員]
- ・ 市民後見人の育成については、法律の専門家やNPO等と連携して取り組んではどうか（県社会保険労務士会等による成年後見センター、NPOによる安心サポートセンター等）。[庄山委員、田代委員]
- ・ 後見や虐待防止等の権利擁護への対応を行う地域包括支援センター自体の周知が必要である。住民にとって理解しやすい情報提供、ホームページの作り方等が必要である。[小賀会長]
- ・ 住民に対する情報提供の一手段として、各市町村の社会福祉協議会や民生委員等との連携が必要である。[田代副会長]

《現時点のまとめ》

- ・ 市町村とも連携しながら介護保険サービスの広報を徹底するとともに、介護保険サービスにつながる他の関連サービスも可能な限り周知する。情報提供に関して各市町村の役割を明確にしていく必要がある。[小賀会長]

4. 資料2- (2) 「総合相談窓口の充実、相談体制の整備」について

《各委員の意見》

- ・ 地域包括支援センターをもっと増やしてほしい。8支部体制を継続するのならば、市町村窓口へのセンター職員常駐化をさらに推進してほしい。[田代副会長]
- ・ 権利擁護のニーズは高まっており、地域包括支援センターで対応が難しいレベルのものも多い。司法書士や行政書士等の法律専門家によるバックアップ体制がほしい。[山口委員]
- ・ 虐待案件は休日に発生することが多いが、その場合、相談先である地域包括支援センターは閉まっている。休日の対応について、第5期計画で検討してほしい。[室岡委員]

《現時点のまとめ》

- ・ 休日・夜間の相談対応については検討すべき課題として認識し、第5期計画の中でも位置付けていく必要がある。[小賀会長]

5. 資料5「介護給付・予防給付における適正化」について

《各委員の意見》

- ・ 「みまもり調査員事業」（利用者実態調査型ケアプラン点検事業）は適正化の観点から重要な事業であり、広域連合の独自事業として評価できる。当該事業は拡充してほしい。[田代副会長]

《現時点のまとめ》

- ・ 事務局方針どおり適正化事業は拡充の方向で進める。「みまもり調査員事業」については費用抑制等の効果がでてきているのか、結果を評価をしたほうがよいので、本委員会に結果報告をしてほしい。[小賀会長]

6. 資料6「介護給付・予防給付の実施状況効果の点検・評価」について

《各委員の意見》

- ・ 予防効果測定調査については、詳細の検証ができるサンプル数を確保できるかの確認が必要である。[山口委員]
- ・ 介護予防事業が効果的であることは既に一般的に言われているので、効果測定調査を拡充し、予防効果の有無自体を検証していく必要があるのか。[田代副会長]
- ・ 介護予防事業は事業費全体の3%の範囲内で各市町村が個別に実施する事業であり、実施事業は構成市町村ごとに異なっている。広域連合として構成市町村で統一的に取り組む介護予防事業を設定する等の取り組みが必要と思われる。介護予防効果測定調査については、全構成市町村を対象とするのではなく、有効な事業を行っている市町村に絞って調査を行うことも考えられる。[小賀会長]
- ・ 介護予防事業参加者はもともと生活意欲が高く、改善度が高い人が多いと思う。事業不参加者に対する調査も行ってほしい。[山浦委員]

《現時点のまとめ》

- ・ 介護予防効果測定調査については、各市町村の参考となる介護予防事業のモデルづくりができるような調査方法を検討するという方向で、拡充する。[小賀会長]

7. 資料9-（1）「介護保険料納付の周知」について

《各委員の意見》

- ・ 介護保険制度のしくみを理解できていない人や、自分が保険料を納めているか否かの把握ができていない人が存在する。特に高齢者のみ世帯は書面による通知だけでは周知徹底できないので、収納率向上のためには、電話・訪問等による対面・個別対応が必要である。[室岡委員]
- ・ 未納者リストが市町村に情報されているのであれば、市町村での未納者への個別対応を徹底するよう、市町村に求めていく必要がある。[小賀会長]
- ・ 経済的理由による未納者は介護保険料だけが未納になるわけではなく、国民健康保険やその他税金等も納められない生活困窮者である。介護保険料の未納理由の把握は生活困窮者のスクリーニングになるので理由の把握が必要である。経済的理由による未納者（生活困窮者）につい

ては、市町村、地域包括支援センター等と情報共有し、生活困窮の観点から支援を行うことができるのではないか。[山口委員、庄山委員]

《現時点のまとめ》

- ・ 納付周知自体は拡充の方向で進めてよいが、未納者の現状を把握し、生活困窮者については生活保護等の他制度へのつなぎを行うなどの対処が行える体制づくりが必要である。[小賀会長]